

～二本松市社会福祉協議会からのお知らせ～

令和7年度「歳末ささえ愛事業」 支援金申請のご案内



地域の皆さんにご協力いただき実施している「歳末たすけあい募金」から、下記対象の方へ支援金を支給いたします。対象となる世帯で希望される方は、必要な書類を付けて申請書の提出をお願いいたします。

- 1 対象者：二本松市内在住で**令和7年度**の児童扶養手当の受給が決定した世帯
※児童扶養手当証書がご自宅に届いた世帯のうち証書の有効期限が、「令和8年3月31日」又は「令和8年10月31日」となっている世帯。
※20歳未満の心身障がい児を看護養育している父母又は養育者であり、証書の有効期限が「令和7年12月31日～令和8年3月31日」となっている世帯。
◎ただし、生活保護受給世帯の方は対象外となります。
- 2 申請期間：**令和7年10月20日（月）～11月18日（火）まで**
窓口受付時間 8：30～17：15 （土・日・祝日を除く）
※郵送は申請期間最終日の郵便局の消印があるものまでを受け付けます。
※期間後の申請受付はできませんので、期間内にご提出ください。
- 3 提出書類：①令和7年度 歳末ささえ愛事業 支援金申請書
②児童扶養手当証書の写し
③児童扶養手当を受給している通帳の写し（口座番号が分かる箇所）
※申請書は対象者へ送付する他、市社会福祉協議会（本所・支所）の窓口で配布しております。
- 4 提出先：二本松市社会福祉協議会（本所・支所）の窓口を持参いただくか、郵送にて関係書類をお送りください。
- 5 支給金額：募金の状況と申請件数等を勘案しながら、世帯あたり10,000円を限度に支給金額を決定します。
※必ずしも10,000円満額が支給されるわけではありません。
- 6 支給方法：申請された方の銀行口座に振り込みいたします。
- 7 注意事項：募金が財源であることから、支給金額、対象条件等の実施内容は来年度以降変更になる場合があります。

＜お問い合わせ、書類提出先＞

- ・二本松市社会福祉協議会 本所 ☎23-7867
（住所：二本松市油井字濡石1-2 二本松市安達支所内）
- ・二本松市社会福祉協議会 岩代支所 ☎65-2003
（住所：二本松市上長折字行部内43 岩代地域福祉センター内）
- ・二本松市社会福祉協議会 東和支所 ☎66-2522
（住所：二本松市針道字蔵下22 二本松市東和支所内）